

「一般社団法人日本手外科学会」
理事会・委員会開催費及び公務出張旅費等に関する規程

(適用)

第1条 一般社団法人日本手外科学会（以下「本学会」という）は、本学会の理事会・委員会の開催に伴う費用（以下「開催費」という）及び本学会役員並びに委員会委員の公務出張旅費、宿泊費（以下「旅費宿泊費」という）について別に定めがあるものの他にこの規程を定める。

(経費の節減)

第2条 開催費及び旅費宿泊費については、その原資は会員の年会費であることを自覚し、できるだけ経費を削減する努力をする。

(開催費)

第3条 開催費については、会場費及び飲食費を含め、3時間以内の会議の場合、1人当たり6,000円を限度とする。また、3時間を超える場合は1人あたり8,000円を限度とする。但し、開催地等の特別な事情により、限度額を超えざるを得ない場合は、予め見積書を添えて事務局に申請し、財務担当副理事長の許可を得るものとする。

(旅費の支給基準)

第4条 本学会役員並びに委員会委員が公務上の必要により、会議への出席等のため出張する場合は、別表①により旅費を支給する。

2. 旅費の計算は、事務局が行うものとし、最も一般的且つ経済的な順路による交通機関を使用した場合の費用を支給する。
3. 別表②に定める学会、研究会の開催時には支給しない。

(宿泊費の支給基準)

第5条 原則として、宿泊費は支給しない。

2. 会議の日程上、宿泊をせざるを得ない場合は、この限りではない。
3. 国際手外科連合（以下「International Federation of the Society for Surgery of the Hand, 以下IFSSH」という）及びアジア太平洋手外科連合（Asian Pacific Federation of the Society for Surgery of the Hand, 以下「APFSSH」という）学術集会の開催時に行なわれる会議に出席するため、通常の学術集会出席に比し、余分に宿泊を要する場合、1泊を限度として宿泊費を支給する。
4. 別表②に定める学会、研究会の開催時には、宿泊費は支給しない。

(旅費宿泊費の申請手続)

第6条 旅費宿泊費は、その必要に応じて、予め役員或いは委員会委員本人が、事務局を通じ財務担当副理事長に申請し、その許可を受けたものに対して支給する。

2. 前項の許可願いはFAXでも可とする。

(事務局員の公務出張)

第7条 事務局員が公務による出張する場合もこの規程に準ずるものとする。但し、第5条4項には該当しないものとする。

附 則

1. この規程の変更は、理事会において行なう。
2. この規程は、平成22年5月13日より施行する。
3. この改訂規程は、平成24年1月8日より施行する。

別表①

(旅費宿泊費の支給基準)

1. 旅費宿泊費については、出発地及び目的地との間の距離により算出するものとする。
2. 出発地及び目的地は、主要なターミナル駅若しくは空港を基点とする。
3. 本学会会員が IFSSH 或いは APFSSH の役員或いは本学会の代表として、国外で開催される公式会議に出席する場合の公務出張による旅費は、出発地及び目的地間の往復航空運賃（エコノミークラス）を支給する。但し、IFSSH 及び APFSSH の学術集会の開催時には、これを支給しない。
また、日本国内で IFSSH 或いは APFSSH の学術集会被開催される場合は、理事会・委員会開催費及び旅費に関する規定によるものとする。
4. 出発地の基準は、事務局に登録されている主たる勤務先とする。主たる勤務先を有さない場合は事務局に登録されている自宅とする。

5. 旅費基準

出発地及び目的地の間の距離	使用交通機関	該当する基準又は支給額
片道 50km 以下		実費
片道 50km 以上	鉄道又は航空機の利用とする。 鉄道利用の場合、グリーン料金は認めない。 航空機利用の場合はエコノミークラスとする。	実費

6. 宿泊費基準

原則として、東京都内（23 区内）は 1 泊 20,000 円（税抜き）以内、その他の都市は 1 泊 15,000 円（税抜き）以内とする。

別表②

(旅費宿泊費の支給対象とならない学会・研究会)

- 本学会総会（但し，春期教育研修会における教育研修委員会委員及び講師の宿泊費は1泊を限度とし宿泊実費を支給する．また秋期教育研修会における教育研修委員会委員及び講師の旅費及び宿泊費は1泊を限度とし宿泊実費を支給する．）

- 日本整形外科学会学術集会及び基礎学術集会，日本形成外科学会学術集会及び基礎学術集会，東日本手外科研究会，中部日本手外科研究会，九州手外科研究会，日本マイクロサージャリー学会，日本肘関節学会（但し，学会出席予定がなく，本学会の理事会並びに委員会への出席のみを目的とした出張の場合，予め申請し，財務担当副理事長の許可を受けたときにはこの規程の適用から除外することもある．）